〔民集未登載最高裁民訴事例研究 三五〕

民法二五八条二項所定の競売を命ずる判決に基づく不動産競売と民事執行法五九条および六三条の準用の有無

最高裁第三小法廷決定平成二四年二月七日（平成二三年(許)第三一号担保不動産競売手続取消決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件）裁判所時報一五四九号三頁、判例時報二一六三号三頁、判例タイムズ一三七九号一〇四頁

【事　実】

本件は、民法二五八条二項のいわゆる共有物分割のための不動産競売手続きにおいて、無剰余取消しについて定めた民事執行法（以下「法」という。）六三条が準用されるか、また、その前提として、目的不動産について設定された抵当権などが売却により消滅することを定める法五九条が準用されるかどうかが問題となった事案である。

原審の認定によれば、事実関係の概要は以下の通りである。

Xら（抗告人）およびYら（相手方）は不動産を共有していたが（以下「本件不動産」という。）、XらはYらに対して、本件不動産を競売に付し、その売却代金から競売手続費用を控除した金額を共有持分の割合で分割することを求めて、前橋地裁高崎支部に訴えを提起した。前橋地裁高崎支部はXらの請求を認めて分割を命じる判決を言い渡し、平成二一年四月一五日にこの判決は確定した。

平成二二年七月三〇日、Xらはこの判決にもとづいて原々審である前橋地裁高崎支部に本件不動産について不動産形式競売を申し立て、同年八月二五日、原々審は本件不動産について競売開始決定をした。ところで本件不動産には、A信用金庫を根抵当権者とする極度額九〇〇〇万円の根抵当権、B銀行を根抵当権者とする極度額九〇〇〇万円の根抵当権および極度額八五〇〇万円の根抵当権が設定されていたため、原々審は、同年一一月八日、「本件不動産の買受可能価額三七〇三万二〇〇〇円が、手続費用及び差押債権者の債権に優

先する債権の合計額二億六六一二万円（見込額）に満たないので通知する。」旨の通知（法六三条一項二号）を発出した。この通知書は、同月九日にXらに送達された。

Xらは、通知を受けた日から一週間以内に法六三条二項所定の申出および保証の提供をしなかったため、原々審は、同月二二日、本件不動産に対する不動産競売の手続きを取り消す旨の原々決定をした。(1)

Xらは執行抗告をし、共有物分割のための不動産競売においては法六三条の無剰余取消しの規定は準用されないと解すべきであると主張して、原決定の取消しを求めた。

しかし、原審である東京高裁は、平成二三年三月三一日、法一九五条が何らの留保もせずに同法六三条を準用していること、および、共有に属する不動産について共有物の分割手続きが行なわれている場合に先順位抵当権者などが自ら競売の申立てをしないのは、現状では担保債権の十全な満足を得ることができないため当該不動産の価額の値上がりを待っているなどの事情があるのが通常であるから、先順位抵当権者などのこのような期待を無視して、無剰余であるにもかかわらず共有物の分割手続きを終了させるためだけの目的で共有物の分割のための不動産競売を進行させるのは相当でないことを根拠として、共有物分割のための不動産競売にも無剰余取消しの規定が適用されると解すべきであるとし、Xらの抗告を棄却する原決定をした。(2)

これに対して、Xらは、共有物分割のための不動産競売においては、法六三条の無剰余取消しの規定は準用されないと解すべきであると主張して、許可抗告を申し立てた。

［決定要旨］

最高裁判所第三小法廷は、以下の理由により、裁判官全員一致の意見でXの抗告を棄却した。

「民法二五八条二項所定の競売を命ずる判決に基づく不動産競売について、民事執行法五九条が準用されることを前提として同法六三条が準用されるものとした原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。」

なお、本決定には岡部喜代子裁判官の補足意見がある。

判旨に賛成する。

［評　釈］

一　問題の所在および本判決の意義

共有物分割のための競売は、実体法が定める目的物の換価を目的とするもので、執行債務者が存在せず債務名義も

必要とされない点で、形式的競売と呼ばれる。このような共有物分割のための競売（民法二五八条二項）において、不動産の買受可能価格が手続費用および申立人の債権に優先する債権見込額の合計を下回った場合、執行裁判所は法六三条によりその旨を申立人に通知すべきか、また、これに応じて申立人が所定の申出および保証を提供しなかった場合には、競売手続きを取り消すべきか。民事執行法一九五条は、「民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売については、担保権の実行としての競売の例による。」と概括的に定めるのみであり、共有物分割のための不動産競売を具体的にどのような売却手続きによって実施するかを詳細に規定していない。このため、共有物分割のための競売手続きに法六三条が準用されるかどうかが問題となる。

また、この法六三条の準用の有無は、共有物分割のための競売手続きにおいて目的不動産上の抵当権などの担保権を買受人の負担とすることを認める引受主義と、法五九条が定め、担保権消滅を認める消除主義のうちのどちらのたてまえをとるべきかという問題と密接に関連する。すなわち、共有物分割のための不動産競売において引受主義をとる場合には、買受人が担保権の負担を引き受けることになるので、担保権者に配当をする必要はなく、したがって、無剰余取消しを定める法六三条を準用する必要はない。これに対して消除主義をとる場合には、売却により担保権の負担は消滅するので、その代わりに消滅する担保権を有する債権者を保護するために配当手続きを実施する必要が生じるため、法六三条準用の余地が生じると一般に考えられるからである。このため、法六三条の準用の有無の前提として、法五九条の準用の有無が問題となる。

これらについては従来から裁判例、実務の取扱いおよび学説において見解が分かれていたところ、本決定は、共有物分割のための競売について、消除主義についての法五九条および無剰余取消しに関する六三条が準用されることを明示的に認めた点で重要な意義を有する。岡部裁判官の補足意見は、差押債権者と担保権者のそれぞれに与えられている自己の利益を実現するための法的手段、方法という手続的側面から法廷意見を根拠づけたものである。

そこで以下においては、まず法五九条の準用の有無について、次に法六三条の準用の有無について検討することとする。

二　共有物分割のための競売（民法二五八条二項）において、消除主義を定める法五九条は準用されるか

1　実務、裁判例および学説の状況

まず、共有物分割のための競売には法五九条は準用されず、民事執行法の抵当権などの実行の場合（法一八八条・一九四条）とは異なり、抵当権などの担保権は売却により消滅せず、買受人がその負担を引き受けるとする見解がある（いわゆる引受説[3]）。これは法務省の立法担当者の見解であり[4]、民事執行法の施行当初の実務もこの見解によっていたとされる[5]。

引受説の論拠は以下の通りである。すなわち、担保不動産競売は当該目的物から弁済を受けることができる各債権者の請求権の満足を一括してはかることを目的とするものであるから、いわば債権の弁済までを直接の目的とするものであり、換価はそのための手段である。これに対して形式的競売は、担保不動産競売とは異なり請求権の満足を目的とするものではなく、実体法の解釈からみて目的物を金銭に換価することを直接的な目的とする、いわば換価のための競売にすぎない。このため、目的物について担保権の負担がある場合であっても目的物の現状における価値を換価しさえすれば形式的競売を認めた目的は達成される。それにもかかわらず、目的物についての担保権を消除してしまうことは、共有物分割のための競売の制度目的を超えるとするのである。引受説によれば、配当要求は許されず、配当などの手続きは実施されない。執行費用を控除した売却代金は、申立人に交付されることになる。

しかし、引受説に対しては以下のような問題点があるとされ、売却条件について強制競売または担保不動産競売と同一の取扱いをすべきであるとして消除主義の適用を認める見解が主張された（いわゆる消除説[6]）。消除説は、主に以下の点を引受説の問題点として挙げる。第一は、引受主義を採った場合には不動産上の複雑な権利関係が残るので、再び担保権が実行される危険が生じて買受人の権利が不安定となり、買受けの希望者が減る結果、目的物の売却が著しく困難になる点である。第二は、買受人は代金納付後に引き受けた担保権を消滅させるために担保権者と交渉しなければならない不利益を受けることになるし、また、残った担保権の再度の実行を認めることは訴訟経済に反し、買受人が確保した権利を失うことになるため競売手続きに対する国民の信頼を大きく損なう結果となる点である。第三は、強制執行および一般の担保権実行においては消除主義が採られているため、共有物分割のための競売において引

受主義を採ると、両手続きの間の調整に困難が生じることになる点である。第四は、動産の競売においては民法三三三条および三五二条により動産先取特権および質権の負担を買受人に引き受けさせることが認められていないため、動産に関する共有物分割のための競売については担保権者を保護するために消除説を採らざるを得ない。このため、不動産について引受説を採るとすると動産と不動産とで売却条件が異なることになるが、これについて合理的な説明をすることが困難な点である。以上の点が考慮された結果、現在の実務は、形式的競売全般についてこの消除説を採っているとのことである。(7)

またこれらの他に、形式的競売を、さしあたり目的財産の価値を金銭に変換することだけを直接の目的とする換価型競売と、一定範囲の財産を換価したうえで、それを弁済を受けうる各債権者に対して各割合に応じて一括して決済することを目的とする清算型競売とに大別したうえで、換価型競売については引受説を、清算型競売については消除説を採るべきであるとする見解がある(いわゆる折衷説。)(8)。

折衷説の主な論拠は以下の通りである。すなわち換価型競売は目的財産の価値の換価を直接の目的とするので、目的財産に負担がついていても負担付の価値をそのまま金銭に換えれば競売は目的を達するため、目的財産上の担保権を消滅させる必要はない。それにもかかわらず、売却によって担保権が消滅することとすれば換価型競売の目的を超えることになるし、これに対抗できない中間の用益権や仮処分の執行も売却により失効し(法一八八条、法五九条二項・三項)、しかもそれについて何らの補償を受けることができなくなるため、権利者が不当に害される。これに対して清算型競売は、目的財産から弁済を受けうる各債権者に対して各割合に応じて一括して決済することを目的とするため、その際に一般債権者だけでなく、その財産の上に担保権を有する債権者に対しても一括弁済を認めたとしてもその制度目的に反しないとするのである。この見解によれば、共有物分割のための競売は換価型競売に属するため、引受説を採ることになる。

この問題に関する裁判例としては、留置権による競売についての配当要求に関するものであるが、東京地決昭和六〇年五月一七日(9)が引受説を採り、先取特権者の配当要求を否定した。これに対して東京高判昭和六一年三月二四日(10)は、共有物分割のための不動産競売において引受主義、消除主義のいずれを採用するかは競売を命ずる裁判所が判断するものではなく、執行裁判所が民事執行法の規定にもとづき

決定すべきものとした。また、東京高決平成五年一二月二四日は[11]、限定承認による相続財産換価のための競売について、無剰余取消しに関する法六三条が準用されるとした。これは、理論的には消除説を前提するものと考えられる。さらに東京高決平成一六年五月二〇日は[12]、区分所有法五九条一項による競売に関して、最低売却価額で手続費用を弁済することができないと認められる場合でない限り売却を実施できるとして、消除説を理論的に前提とする判断を行なった。本決定は、理由は明らかにしていないが、法五九条の準用を肯定している。

2　各見解の検討および本決定の評価

共有物分割のための競売の売却条件に関する引受説は、共有物分割のための競売において配当手続きの実施が認められるかどうかを問題の出発点とする[13]。すなわち引受説は、共有物分割のための競売は実体法上の共有物分割請求権（民法二五八条）を有する共有者間において分割協議が整わない場合で現物による分割ができないとき、または分割により著しく価額を減少させるおそれがあるときに行なわれる広義の形式的競売に属するものであって、目的物の換価を目的とするものであり、請求権の満足を目的とするものではないことを根拠とする。そして、配当手続きに関する規定の準用は認められず、担保権などは買受人に引き受けられると解すべきであるとするのである[14]。引受説が主張するように、共有物分割のための競売について配当手続きの実施を認めない場合には、担保権者などを保護するために、買受人が担保権などの負担を引き受けることが必要となる。折衷説による場合にも、共有物分割のための競売は換価型競売に属するため、同様の結論となる。

しかし前述したように、担保権などの引受けを認めた場合には不動産上に複雑な権利関係が残るため、目的物の価額の的確な評価が困難となる結果、買受人が引き受けることとなる負担の範囲が不明確になりやすい。また、換価手続きを実行したにもかかわらず、引き受けられた優先担保権が再び実行されるときには、買受人は結局競落した権利を失うことになる。さらに、不動産に担保権の負担がついているときには安価でしか売却できない場合が多いため、共有者および共有目的物についての担保権者が不利益を受けるおそれも生じる。共有物分割のための競売についても換価手続きの明確化、買受人の地位安定、国民の競売手続きに対する信頼の保護などの要請が重要であることは、一般の強制競売または担保不動産競売と同様であるところ、このような危険が存するのでは、共有物分割のための競売

が目的とする目的物の公正かつ円滑な換価を達成することは困難である。この目的を実現するためには、担保権の消除を認めたうえで、担保権者を保護するために配当手続きを実施する必要が生じる。

なるほど、引受説および換価型競売についての折衷説が主張する通り、共有物分割のための競売手続きは目的物の換価を目的とするものである。しかしこれは配当手続きを必ず実施しなければならないのではないことを意味するにとどまり、常に配当手続きを認めないことを意味するわけではないと解される。とすれば、形式的競売に属する共有物分割のための競売においても担保権などの消除を認め、かつ、これに対する配当を確保することも認められてしかるべきである。[15] そしてこのように解することが、法一九五条が旧競売法とは異なって共有物分割のための競売手続きを「担保権の実行としての競売の例による」とし、広く担保権の実行としての競売手続きを準用していることの文理にもかなう。

また、動産の競売においては、民法三三三条が動産先取特権について、三五二条が質権について、目的物に存するこれらの負担を買受人が引き受けることを認めていないため、引受主義を採ることはできない。このため、動産と不動産を通じた一貫した説明ができないこととなる。これについて引受説からは、動産質権者は買受人を占有代理人として代理占有をしているから、引受説を採ったとしても動産質権者は買受人に対して質権を対抗できること、動産先取特権については、立法者が取引安全の要請にもとづいて、引受主義であるにもかかわらず特に追及効を否定したとの反論が考えられる。[16] しかし、目的動産の買受人と動産質権者の間は代理人が本人に返還義務を負うという関係とは考えられないため、[17] 動産質権者は代理占有を取得しないと考えられる。これに対して消除説によるときには、特にこのように解する必要は生じないものと思われる。

さらに、引受説および折衷説は、目的物の価額が下落している場合に共有物分割のための競売がなされるときには、価額の上昇を待って実行を控えていた担保権者などは不利益を受けるため、担保権者の担保権実行時期についての選択の自由が害されると主張する。たしかに消除説を採る場合には、目的物上の担保権などは満足を強制されることになる。しかし担保権の消滅を認めたとしても、後述するように法六三条の剰余主義の準用を認め、配当段階において優先順位を確保しさえすれば、担保権はこれによりその目的は達する。したがって、この場合に担保権実行時期選択

の自由についての制限を認めたとしても、担保権者に実質的な不利益は生じないことから、このような批判はあたらないものと解される。

また、消除説に対しては、消滅する抵当権などに対抗できない用益権などが買受人に対抗できなくなって失効し、しかも失効すべき権利に対する配当ないし補償が認められないことは形式的競売の目的を超えて不当であるとの批判がある[18]。しかし、法五九条二項が売却により消滅する抵当権などの担保権に対抗できない用益権などを買受人に対抗できないこととしたのは、これらの権利が、先順位の担保権の担保権が実行された場合には無条件で失効することから、その権利が強制競売により消滅させられたとしても格別の不利益を受けるわけではないと考えるからである。また、配当ないし補償が認められないのは、用益権の評価が困難であり、これを認めると競売手続きの公正かつ円滑な執行が害されるためである。この事態は共有物分割のための競売について消除説を採った場合も同様に生じるため、これに対する措置も同様に解することが妥当と考える。したがって、このような批判も当を得ない。

なお、共有物分割のための競売と強制執行または担保権の実行としての競売とが競合した場合の取扱いについて、引受説および折衷説は、前者が先行して後者が後行するときでも後者を優先し、前者を停止させて、後者による換価および配当などの手続きを進めればよいとする。これらの見解によるときには、結果としてはこのような取扱いが妥当と思われる。ただし、先行手続きの停止について明文がないにもかかわらずこのような取扱いをすることが認められるかについては疑問がある。

以上より、本決定が法五九条の準用を認めることは正当と評価できる。また、この点に関する岡部裁判官の補足意見は、買受人の地位を安定させることにより換価を容易にするという消除主義の要請が、担保権実行としての競売と同様に形式的競売にもあてはまること、担保権も順位に応じた配当がなされることにより一応の目的を達すること、消滅する担保権に劣後する用益権が何らの補償もなく買受人に対抗できなくなるのは、売却を促進するという公的な売却の目的からやむを得ないことを根拠とするものであり、本決定の理論的根拠を明らかにするものとして、妥当なものであると考える。

三　共有物分割のための不動産競売手続きにおいて、剰余主義を定める法六三条は準用されるか

消除説によれば、優先的権利を有する担保権者に対して不利益を与えることは認められないため、不動産の買受可能価格が手続費用および差押債権者の債権に優先する債権見込額の合計を下回った無剰余の場合、執行裁判所は法六三条を準用してその旨を差押債権者に通知すべきであり、また、申出人がこれに応じて所定の申出および保証を提供しなかった場合には競売手続きを取り消すべきことになる[19]。

また、引受説によった場合にも、公的性格を有する制度としての競売を利用する以上、無益な執行を排除する必要があることから、売却代金から競売の手続費用も得られない場合には競売は行なわれるべきではない。引受説を前提とした場合にも、この限度で剰余主義の適用があるとされる[20]。

本決定は消除主義にたったうえで剰余主義に関する法六三条の準用を認めており、前述したようにこれは正当と評価できる。この点に関して、岡部裁判官の補足意見は、剰余主義の準用の適否を、形式的競売の差押債権者と担保権者各自が有する自己の利益実現のための法的手段、方法という手続的側面から比較衡量する。そして、剰余主義を準用した場合には差押債権者は法六三条二項但書により競売手続きを取り消されないために優先債権者と協議して同意を求めることができるのに対し、剰余主義の準用がない場合には担保権者に売却を阻止する方法がないこと、担保権者は共有物分割訴訟に参加して競売反対の意見を述べることができるが（民法二六〇条）、共有者も裁判所もこれに拘束されないことを根拠として、法六三条の準用を認めたうえで差押債権者が競売手続の取消しを回避する手段を執ることを期待することの方が一般的には実用的かつ実効的であり、利益調整という面で優れているとする。剰余主義の適用の有無は、共有物の競売を命じた判決の目的達成の要請と担保権者の利益の調整に関する問題であり、形式的競売の個々の類型の利益状況に即した具体的な検討が必要であるところ[21]、岡部補足意見はこれについて利益確保の手段としての手続きの面から検討を加え、比較衡量しており、これは正当なものと考える。

四　本決定の射程

剰余主義の適用に関しては、区分所有法五九条の競売を命ずる判決にもとづく競売に関してであるが、東京高決平成一六年五月二〇日がある[22]。すなわち、区分所有法五九条一項は、区分所有者が同法六条一項に違反して建物の保存に有害な行為その他建物の管理または使用に関し区分所有

者の共同の利益に反する行為をした場合などにおいて、他の方法によっては当該行為による区分所有者の共同生活上の著しい障害を除去してその共同生活の維持を図ることが困難であるときは、他の区分所有者が当該区分所有者の区分所有権を剝奪することができるものとし、その具体的手段として、建物の区分所有権などに対する競売請求を認める。前記東京高決平成一六年五月二〇日は、この競売について消除主義の準用を認めながら、競売を認容した確定判決が存在する以上、売却を実施して当該区分所有者の区分所有権を剝奪する必要があること、区分所有権は競売請求を受ける可能性を内在する権利であり、区分所有権を目的とする担保権はこの内在的制約を受けた権利を目的にするから、担保権者が投資の回収が不十分な結果を強要されたとしても、それは区分所有権の内在的制約が現実化したものであって担保権者に不測の不利益を与えるものではないことなどを根拠として、手続費用も弁済できない場合を除いて民事執行法六三条の剰余主義の準用を否定する。

上述したように、形式的競売については個々の類型の有する利益状況に即した具体的な検討が必要であるところ、共同利益背反行為を行なった区分所有権者について他の方法がない場合、他の区分所有者の利益を図るために区分所有法五九条にもとづく競売を行ない、この場合、この者の区分所有権を剝奪すべき必要性は高い。他方、この場合、差押権者は当該目的物の区分所有者ではないために当該目的物の担保権者などの優先権者との交渉は望めないのが通常であるから、競売手続き続行のために担保権者などの優先権者から法六三条二項の同意を得ることは実際上困難と考えられる。以上からすれば、差押権者に競売手続きを取り消す手段を与えることを前提として剰余主義の準用を認めることは実際的でない。このような考慮のもとに、前記東京高決平成一六年五月二〇日は剰余主義の準用を否定したものと考えられ、この点で賛成できる。本決定の岡部補足意見も、区分所有権法五九条について言及しており、このような状況の下では売却の必要性が高い一方、所有者ではない差押債権者が優先債権者の同意を得ることが著しく困難であることを根拠として、この場合における剰余主義の準用を否定している。この点に関する岡部補足意見は本決定の結論に直接関係を有するものではないため、傍論と考えられるが、平成一六年東京高決が本決定と事案が異なり、利益状況を異にすることを念頭に置いたものと考えられる。

以上より、本決定の射程距離は、平成一六年東京高決が対象とした区分所有法五九条にもとづく競売には及ばない

と解すべきである。

（1） 前橋地裁高崎支部平成二三年一一月二二日決定金融・商事判例一三九三号三四頁。

（2） 東京高裁平成二三年三月三一日決定金融・商事判例一三九三号三四頁。

（3） 浦野雄幸『逐条解説・民事執行法』（全訂版、商事法務研究会、一九八一年）六六五頁、同『条解民事執行法』（商事法務研究会、一九八五年）八九三頁、香川保一監修『注釈民事執行法第一巻』一二〇頁［田中康久］（金融財政事情研究会、一九八三年、ただし、田中・後掲注(8)四六九頁は折衷説を採るものと思われる。）、深沢利一『民事執行の実務中』七八八頁（新日本法規、一九九七年）、松本博之『民事執行保全法』（弘文堂、二〇一一年）四五二頁。なお、留置権による競売に関するものとして、石渡哲「判批」判例評論三三三号三三頁、石渡哲「留置権による競売の売却条件と換価金の処遇」白川和雄先生古稀記念『民事紛争をめぐる法的諸問題』四四九頁（信山社出版、一九九九年）など。

（4） 浦野・前掲注(3)『逐条解説・民事執行法』六六五頁。ただし、田中・前掲注(3)一二〇頁は、「五九条五項の準用により全利害関係人の合意があれば、消滅主義を採ることもできると解する余地はあろう。」とする。

（5） 金融・商事判例一三九三号三二頁の本決定のコメント参照。

（6） 三ケ月章『民事執行法』（弘文堂、一九八一年）四六七頁、坂本倫城「形式競売」大石忠生ほか編『裁判実務大系第七巻民事執行訴訟法』（青林書院、一九八六年）五〇七頁、園尾隆二「留置権による競売および形式的競売の売却手続」金融法務事情一二二一号一六頁、香川保一監修『注釈民事執行法第八巻』三〇六頁［園尾隆二］（金融財政事情研究会、一九九五年）、山口信恭「共有物（不動産）分割のための競売における一般債権者の地位」判例時報一五二五号三頁、奈良次郎「共有物分割訴訟の金銭代価分割請求と競売手続実行を巡る若干の問題（下）」判例タイムズ九九七号六二頁、上田正俊「形式的競売における売却条件と配当」井上稔ほか編『現代裁判法大系第一五巻民事執行』（新日本法規、一九九九年）四二五頁、近藤崇晴ほか編『法律知識ライブラリー七　民事執行の基礎と応用』四二八頁［孝橋宏］（青林書院、補訂増補版、二〇〇〇年）、本田晃「形式的競売と交付要求・配当要求」山崎恒ほか編『新・裁判実務大系第一二巻民事執行法』四一六頁（青林書院、二〇〇一年）。また、留置権による競売に関するものであるが、園尾隆司「判批」別冊ジュリスト一二七号二四〇頁、貝阿彌千絵子「判批」別冊ジュリスト一七七号二一八頁、影山智彦「判批」別冊

ジュリスト二〇八号一七〇頁など。

（7） 金融・商事判例一三九三号三二頁の本決定のコメント参照。東京地方裁判所民事執行センター編『民事執行の実務不動産執行編（下）』三八一頁（金融財政事情研究会、第三版、二〇一二年）。

（8） 田中康久『新民事執行法の解説』（増補改訂版、金融財政事情研究会、一九八〇年）四七〇頁、岡部喜代子「限定承認による相続財産換価のための競売手続」司法研修所論集七一巻三八頁、鈴木忠一ほか編『注解民事執行法第五巻』三七八頁［近藤崇晴］（第一法規出版、一九八五年）、中野貞一郎編『民事執行・保全法概説』三一六頁［吉村徳重］（有斐閣、第三版、二〇〇六年）、遠藤功ほか編『テキストブック民事執行・保全法』二六〇頁（法律文化社、二〇〇七年）、上原敏夫ほか『民事執行・保全法』二四九頁［山本和彦］（有斐閣、第二版補訂、二〇〇七年）、中野貞一郎『民事執行法』七七六頁（青林書院、増補新訂六版、二〇一〇年）、藤田広美『民事執行・保全』二七〇頁（羽鳥書店、二〇一〇年）、福永有利『民事執行法・民事保全法』二三八頁（有斐閣、第二版、二〇一一年）など。

（9） 判例時報一一八一号一一一頁。

（10） 判例時報一一九〇号五一頁。

（11） 判例タイムズ八六八号二八五頁。

（12） 判例タイムズ一二一〇号一七〇頁。

（13） 留置権による競売の売却条件についてであるが、この点を特に指摘するのは石渡・前掲注（3）「留置権による競売の売却条件と換価金の処遇」四六二頁。

（14） 浦野・前掲注（3）『逐条解説・民事執行法』六六五頁、同・前掲注（3）『条解民事執行法』八九三頁、田中・前掲注（3）一一八頁など。

（15） 三ケ月・前掲注（6）四六七頁、岡部・前掲注（8）三二頁。

（16） 留置権による競売に関するものであるが、石渡・前掲注（3）「留置権による競売の売却条件と換価金の処遇」四六五頁。

（17） 川井健『民法概論第二巻』一一一頁（有斐閣、第二版、二〇〇五年）など。

（18） 近藤・前掲注（8）三七九頁など。

（19） 近藤・前掲注（8）三八一頁。

（20） 近藤・前掲注（8）三八一頁、三ケ月・前掲注（6）四六七頁、岡部・前掲注（8）三八頁、石渡・前掲注（3）「留置権による競売の売却条件と換価金の処遇」四六六頁。

（21） 石川明編『民事執行法』三九一頁以下［斎藤和夫］（青林書院、一九八一年）、浦野雄幸編『別冊法学セミナー基本法コンメンタール民事執行法』五五四頁［町田顯］（日本評論社、第六版、二〇〇九年）など。

(22) 判例タイムズ一二一〇号一七〇頁。

河村　好彦